

大規模盛土造成地マップ

このたび加茂市では、大規模盛土造成地の位置と規模の把握を行い、大規模盛土造成地マップを作成しました。大規模盛土造成地は、盛土造成された**宅地が対象**で、過去に発生している大地震の経験から、滑動崩落が発生する可能性があることが指摘されています。大規模盛土造成地マップの公表は、将来発生することが予測される東海・東南海・南海地震などの大地震に備え、大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを地域の皆様に知っていただき、防災意識を高めて災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的としています。

なお当マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、**マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。**

①事業の背景

平成7年(1995年)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成23年(2011年)の東北地方太平洋沖地震などにおいて、大規模に盛土造成された宅地で滑動崩落による被害が発生しました。この滑動崩落という現象のメカニズムは、これらの被害事例の分析により初めて明らかになりました。

これを受けて、地震時の宅地の安全性を確保するため、平成18年(2006年)に宅地造成等規制法が改正されました。あわせて、このような災害を未然に防止または軽減し、宅地の安全性を向上させること、また、住民の皆様に大規模盛土造成地が身近に存在するものであることの情報を提供し、防災意識を高めて頂くことを目的として、大規模盛土造成地の位置や規模を把握するための調査や、滑動崩落を未然に防止するために必要な調査及び工事などを支援する宅地耐震化推進事業が創設されました。

②「大規模盛土造成地」および「滑動崩落」とは

◇大規模盛土造成地

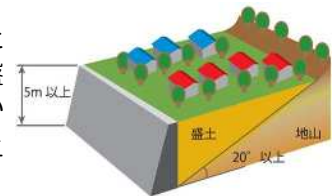
<谷埋め型>

谷を埋め立てた宅地で、盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地



<腹付け型>

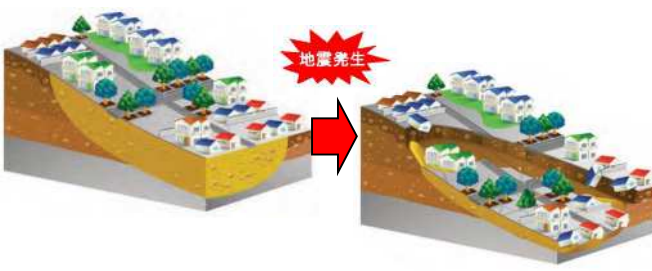
傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の角度が20°以上かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地



(国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より引用)

◇滑動崩落

谷間や山の斜面等において、盛土造成されたひとまとまりの宅地が、地震による大きなゆれによって、滑ったり崩れたりする現象

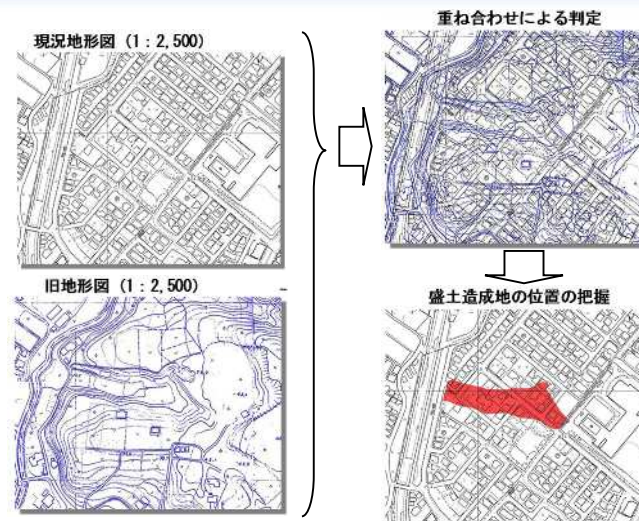


(国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より引用)

③大規模盛土造成地マップができるまで

加茂市全域のうち、農地や森林等の宅地以外の人工改変地、ならびに大規模盛土造成地が存在しないことが明らかかな平地部を除いた区域を調査対象地域としました。

調査対象地域において、現況地形と旧地形(造成前の地形)を対比し、標高差が生じている箇所の中から谷間や斜面に大規模な盛土をして造成された宅地の概ねの位置と規模を抽出しました。旧地形(造成前の地形)のデータの精度により、数m程度の誤差があると想定されるため、抽出された大規模盛土造成地の位置と規模は、おおよそのものです。



④宅地耐震化推進事業の流れとQ&A

第1次スクリーニング
大規模盛土造成地の位置と規模を調査

※2019年度

大規模盛土造成地マップの公表

※2019年度

第2次スクリーニング計画の作成
第2次スクリーニングを実施する順番の検討

※2022年度

第2次スクリーニング
地盤調査及び地震時の安定性の検討

第2次スクリーニングの結果、地震時に滑動崩落のおそれがある盛土を対象に、

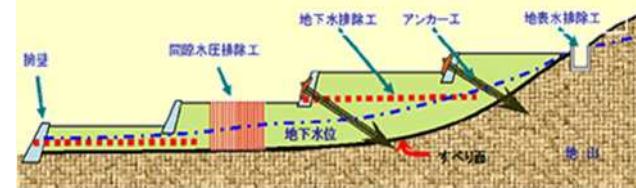
滑動崩落防止工事(耐震化工事)

滑動崩落防止工事(耐震化工事)の工法は「抑制工」と「抑止工」があります。

「抑制工」は、大規模盛土造成地の地形、地下水の状態などの自然条件を変化させることによって、崩壊及び変形を防止する工法であり、地表水排除工、地下水排除工等があります。

「抑止工」は、構造物を設けることによって、その抵抗力により崩壊及び変形を防止する工法であり、アンカー工、地盤改良工、抑止杭工等があります。

これらの工法を組み合わせる工法を実施することが一般的であり、地震時の安定性の向上に効果的です。



(国土交通省 宅地耐震化推進事業に関するHPより引用)

Q 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A 地域の皆様に大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的としています。また、宅地耐震化推進事業へのご理解とご協力をいただき、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

Q 公表されたマップでは自分の土地が大規模盛土造成地に該当しているかどうかよくわかりません。詳細な図面はありますか？

A 窓口にお越しいただければ、拡大した図面を閲覧することができます。詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

Q 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか？

A マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。マップは大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したものであり、盛土の危険度を示すものではありません。これらの盛土の安定性については、今後の第2次スクリーニングで調査・検討していきます。

Q 「宅地耐震化推進事業」について、今後どのように取り組んでいくのですか？

A 今回の第1次スクリーニングで抽出した大規模盛土造成地について現地確認を行い、第2次スクリーニングに着手する順番を検討します。この計画に従い、順次、地盤調査と地震時の安定性の検討を行っていきます。

Q 大規模盛土造成地に該当した場合、建物を建築する際や開発を行う際などに、何か特別な手続きや申請が必要になったり、特別な条件が付いたりしますか？

A 大規模盛土造成地に該当しても、特別な手続きや申請が必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。

【宅地耐震化推進事業に関するリンク集】

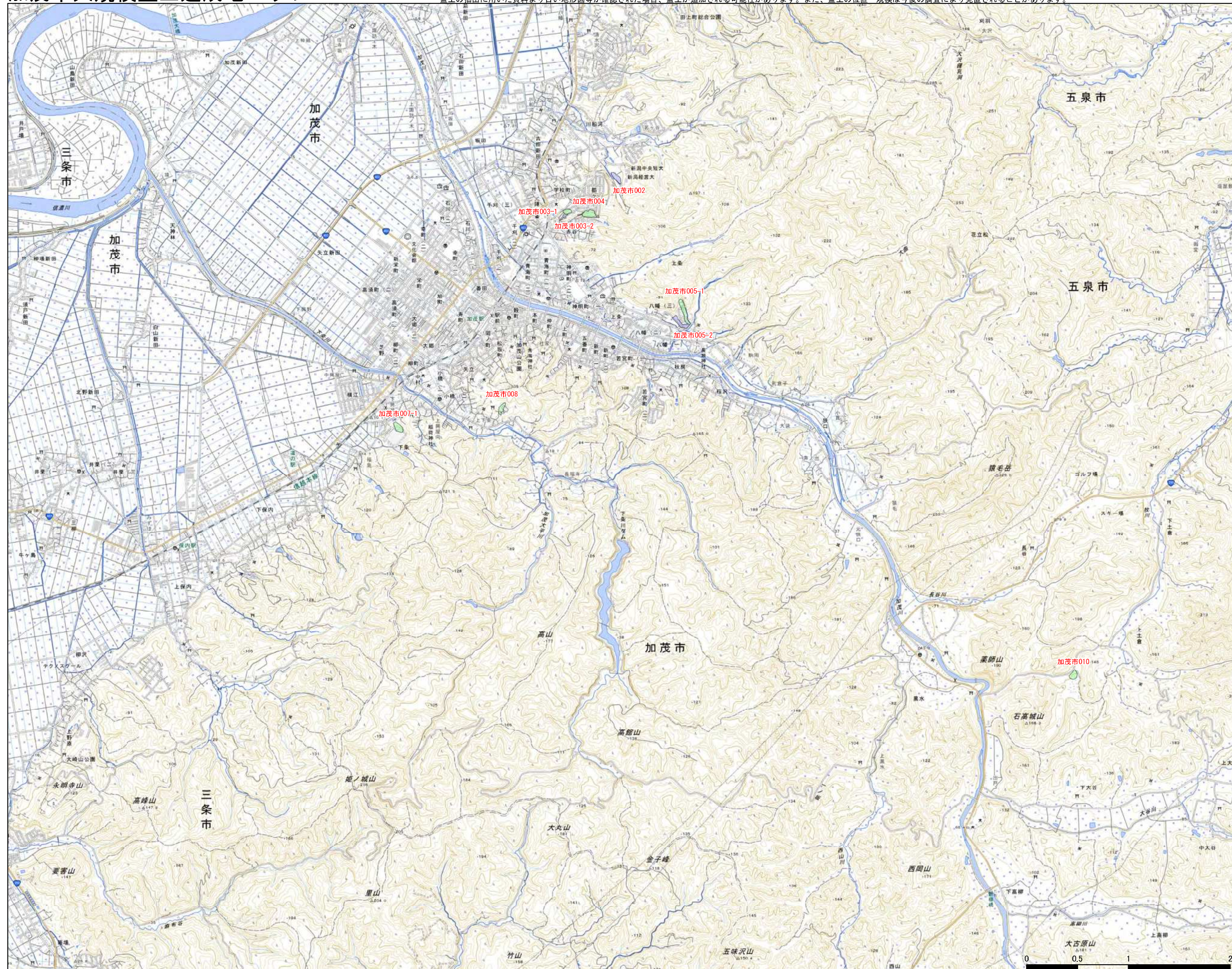
- 国土交通省 宅地耐震化推進事業 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm>
- 国土交通省 宅地耐震化の取組に関するパンフレット <http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/topic.htm>
- 国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000065.html

【お問い合わせ窓口】

新潟県 加茂市 建設課
TEL: 0256-52-0080 FAX: 0256-53-4690 メールアドレス: kensetsu@city.kamo.niigata.jp
ホームページアドレス: https://www.city.kamo.niigata.jp/fs/3/3/0/4/8/_/_/_.pdf

加茂市大規模盛土造成地マップ

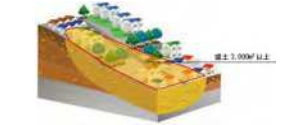
本マップは①造成前後の地形の変化をもとに抽出した盛土、②宅地造成等規制法第八条または都市計画法第二十九条の許可申請時に添付された造成計画平面図等に基づき抽出した盛土を示したものです。盛土の抽出に用いた資料より古い地形図等が確認された場合、盛土が追加される可能性があります。また、盛土の位置・規模は今後の調査により見直されることがあります。



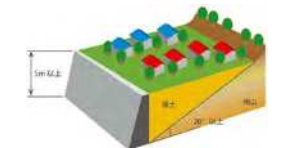
盛土の区分、範囲は2022年度業務で見直したものです。盛土の番号は2019年度のマップを踏襲しており、欠番は2022年度の調査の結果、大規模盛土造成地に該当しないと判明したものです。

このマップは、大規模盛土造成地のおおよその位置及び種類を示したものです。マップに示されている位置が必ずしも地震時に被害が発生して危険というわけではありません。

・谷埋め型
谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地



・腹付け型
傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の傾斜が20°以上かつ盛土の高さが5m以上の盛土造成地



- 凡例
- 大規模盛土造成地
 - 谷埋め型
 - 腹付け型

2022年度作成

1:25,000